

請求人
(略)

広島市監査委員	南 部 盛 一
同	井 上 周 子
同	谷 口 修
同	平 木 典 道

広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成 24 年 10 月 11 日付けで提出のあった広島市職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により次のとおり通知する。

第 1 請求の要旨

本件措置請求書の記載事項から、請求の要旨は次のとおりであると判断し監査を行った。

広島市職員について、次のとおり不当に財産の管理を怠る事実があるので、当該怠る事実を改めるために必要な措置を求める。

1 不当に財産の管理を怠る事実

- (1) 経済観光局農林水産部農林整備担当部長 三原宏（以下「三原部長」という。）は、広島市所有山林（安芸区矢野町字寺屋敷〇〇〇番、〇〇〇番〇。以下「市有林」という。）を森林の状態で正常に保守管理する職務上の注意義務がある。

安芸区役所農林建設部維持管理課長 中藪幸信（以下「中藪課長」という。）は、市道安芸 4 区 364 号線（以下「市道」という。）及び附帯する雨水水路（市道北側に設置されており平成 10 年頃までは視認できた。以下「旧水路」という。）並びに普通河川寺屋敷川（以下「河川」という。）を正常な状態で保守管理する職務上の注意義務がある。

- (2) 平成 11 年 6 月 29 日の集中豪雨で、上流域国有林の土石流により市有林に土砂が流入し約 2m 以上の土砂が堆積し、全ての立木が被害を受けた。また、この土石流災害により、旧水路に土砂が流入、堆積し、雨水水路としての機能を喪失した。

以後、毎年のように集中的降雨で、上流域国有林から流出する激流により、国有林と市有林との中間に位置する民有地（安芸区矢野町字寺屋敷〇〇〇番〇〇。以下「民有地」という。）に土石流被害が起こり、市有林に土砂が流入、堆積し、平成 20 年の時点において、市道北側の法面（高さ約 12m。以下「市道法面」という。）の 3 分の 2 以上が埋没した。

これらの土石流による土砂流入は、適正な規模の雨水水路を設置すれば解決する間

題であるため、民有地の所有者は、広島市経済局長に対し平成 20 年 11 月 10 日付けで雨水水路の設置協議を要望したが、それに対し同局長は、その必要性はないとして拒否した。

旧水路が機能しない状態で放置したため、平成 21 年 8 月 2 日の集中豪雨で、土石流が発生し、河川に土石流被害を生じさせた。また、この集中豪雨で、民有地の土砂が大量に流失し、全てが市有林及び市道法面に流入する災害が発生した。

平成 24 年 8 月 14 日の 70mm 程度の降雨で、市有林及び市道法面が、ため池状態になる災害が発生したが、広島市は危険な状態にして放置した。

- (3) 三原部長は、森林整備担当課長の職にあった約 7 年前から、降雨時に市有林へ土砂が流入する事実を認識していながら、防御措置としての雨水水路設置の協議申入れを拒否し、市有林を荒地の状態で放置し、正常な森林に回復させる措置を講じる職務上の義務を懈怠している。また、雨が降るごとに災害が発生する市有財産について防災措置を講じる義務がありながら、これを黙過し、危険な状態で放置している。

中薮課長は、旧水路の機能を復元し適正な状態で河川に放流する職務上の義務を懈怠し、平成 21 年 8 月 2 日の集中豪雨で河川に土石流被害を生じさせた。また、平成 24 年 8 月 14 日の降雨時に、市道法面への立入禁止措置などの必要な安全対策を講じなかった。

2 求める措置

- (1) 雨水水路を新設すること。
- (2) 新設する雨水水路に接続するよう市道法面の側溝を付け替え、雨水等が河川に放流できるようにすること。
- (3) 新設する雨水水路及びそれに接続する市道法面の側溝の設置位置と合理的に整合する地盤を整備すること。
- (4) 市有林について、住民の寄附による植林とその後地域住民が自由に立ち入り清掃など保守管理ができるようにすること。
- (5) 三原部長を解職させること。
- (6) 中薮課長を解職させること。

3 提出書類

本件措置請求書の提出に併せて、次のとおり補充書及び事実を証する書面が提出されたが、添付を省略する。

補充書		
番 号	内 容	
(1)	不当行為の理由及び広島市に生じた損害及び発生する損害について	
(2)	広島市役所が講じるべき措置の内容について	
(3)	本件紛争事案の模索について	
(4)	広島市役所が講じるべき措置の内容について	
別紙事実証明書		
書証番号	作成者	証明する内容
写真 1	A	寺屋敷川に土石流被害発生事実

写真 2	A	国有林に土石流被害発生事実
写真 3	A	国有林に土石流被害発生事実
写真 4	A	民間人土地に土石流被害発生事実
写真 5	A	民間人土地に土石流被害発生事実
写真 6	A	広島市有地がため池になった状況
写真 7	A	ため池の周囲に何ら安全対策を講じていない事実
写真 8	A	寺屋敷川に鉄製の蓋をした状況
写真 9	広島市職員	広島市所有地の惨状
写真 1 0	広島市職員	広島市所有地の惨状
写真 1 1	広島市職員	広島市所有地の惨状
写真 1 2	広島市職員	広島市所有地に土砂流入を防御する事実
別紙書類 1	B 「目録」	事実証明書目録
別紙書類 2	B 「経緯書」	本件経緯の事実関係
別紙書類 3	A 「要望書」	水路不存在で災害が発生すると予告するなどの事実
別紙書類 4	三原宏「回答書」	災害を誘発させる、無責任な回答をした事実
別紙書類 5	B 「状況説明書」	広島市職員撮影写真で広島市所有地の惨状を説明する
別紙書類 6	広島市職員	議事録 県庁に謀議を画策し拒否された事実
別紙書類 7	広島市職員	議事録 同 上
別紙書類 8	広島市職員	議事録 他官庁に謀議を要請したが不発に終わった事実
別紙書類 9	広島市職員	経緯書 検察より機密事実を漏洩され、議事録に記載したなど
別紙書類 1 0	広島市職員	施工経緯書 広島市に損害を与えた事実
別紙書類 1 1	告発状	公文書（協議書）を虚偽に作成した嫌疑内容
別紙図面 1	B	水路を設置すれば、土石流発生問題は解決する
別紙図面 2	B	土石流発生時の激流のルート
別紙図面 3	B	土地の位置関係及び法律関係

第 2 請求の受理

本件措置請求は、法第 242 条第 1 項所定の要件を具備するものと認め、平成 24 年 10 月 15 日に、同月 11 日付けでこれを受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定により、平成 24 年 10 月 18 日に次のとおり新たな証拠の提出を受けるとともに、同年 11 月 1 日に請求人の陳述を聴取した。陳述に当たって、法第 242 条第 7 項の規定により関係職員を立ち会わせた。

なお、提出された事実を証する書類については、添付を省略する。

別紙事実証明書		
書証番号	作成者	証明する内容
別紙書類 1 2	安芸消防署	水害予防警戒巡視経路に指定された事実
別紙書類 1 3	安芸消防署	災害出動をした状況
別紙書類 1 4	安芸消防署	安芸区役所に要望した事実
別紙書類 1 5	安芸消防署	平成 2 1 年災害出動をした事実
別紙書類 1 6	民間土地所有者	水路必要性の有無に対する質問など
別紙書類 1 7	民間土地所有者	三原の主張に対する釈明を求めた事実

2 広島市長の意見書の提出及び関係職員の陳述

広島市長に対し、意見書及び関係書類等の提出を求めたところ、平成 24 年 10 月 30 日付け広農整第 10053 号により意見書が提出され、同年 11 月 1 日、関係職員の陳述を聴取した。陳述に当たって、法第 242 条第 7 項の規定により請求人を立ち会わせた。

意見書の概要は、以下のとおりである。

(1) 広島市の意見の趣旨

本件措置請求は、理由がない。

(2) 広島市の意見の理由

本件措置請求人は、集中豪雨等により発生した土石流災害による土砂が、下流に位置する本市所有の市有林及び市道法面並びに旧水路に堆積・埋没しているにもかかわらず、三原部長及び中藪課長が、適正な管理を行わず放置し河川に土砂を流れ込ませ、また、適正な雨水水路が不存在なので、市有林及び市道法面をため池にする危険な状態を誘発させた、と主張しているので、以下、この点について述べる。

ア 堆積した土砂について

市有林及び市道法面並びに旧水路が土砂堆積により埋没した原因は、本件措置請求人の妻などが所有していた市有林に隣接する民有地に、平成 13 年から本件措置請求人が土砂を搬入し、下流にある市有林に故意に流出させたことによるものである。

これに対して本市は、平成 13 年 6 月 29 日以降 3 回にわたって本件措置請求人に内容証明郵便により土砂撤去や、境界復元を行うように再三要求したが聞き入れられないため、平成 13 年 12 月に本件措置請求人を不動産侵奪、境界損壊罪で刑事告訴した。

その後、平成 16 年 8 月に嫌疑不十分で不起訴となったが、民有地から市有林への故意による土砂の流出行為は止まらず、平成 18 年には下流の河川の管渠を閉塞する状況になったため、平成 18 年から 19 年にかけて緊急的な対応として土堰堤の築造と暗渠の浚渫及び暗渠の延長等の防災工事を行い、必要な維持管理措置を講じている。

この状況に対して広島県は、民有地の管理行為だとの本件措置請求人の主張を否定できないとしていたが、平成 22 年 11 月に管理行為とは認められないとの判断をして、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成 16 年広島県条例第 1 号。以下

「土砂条例」という。)を適用し、民有地の所有者に対して行政処分(民有地への埋立行為に対する停止命令)を行い、その後土砂の搬入、流出は止まっている。

この堆積した土砂の撤去は、その原因者である民有地の所有者が行うべきものであり、本市としては、平成 20 年 11 月 19 日付け経済局長名で、平成 24 年 9 月 24 日付け経済観光局長、安芸区長連名で、本市所有地に流入した土砂を直ちに撤去し、土砂が流入しないよう予防措置を講じる旨を強く要求している。しかし、本市所有地に土砂が堆積した状態であることから、今後とも災害防止に万全を期すこととしている。

イ 本件措置請求人の主張する「ため池」について

防災工事として本市が築造した土堰堤が流入する土砂を一旦受け止め、土堰堤の山側の低地が沈砂池の役割を果たしており、雨水は河川へ流れている。この水が溜まる状態は大雨による一時的なものであり、また、この低地へは、市道の歩道部路肩の転落防止柵やバリケードが侵入防止の効果を果たしており、危険な状態であるとは認識していない。

ウ まとめ

以上のことから、民有地の所有者に原状回復を要求し、本市所有地の被害の拡大を防止することにより、適切な維持管理を行っているものであり、財産の管理を怠る事実はないことから、本件措置請求には理由がない。

3 監査対象事項及び監査の観点

本件措置請求書の記載事項及び請求人の提出証拠並びに請求人及び関係職員の陳述内容から、監査対象事項を「市有林並びに市道(旧水路及び市道法面を含む。)及び河川(以下「市有林等」という。)について、不当に財産の管理を怠っているかどうか。」とし、以下の観点から監査を実施した。

- (1) 市有林等に、土砂が流入、堆積した原因は、自然災害によるものか、人為的行為によるものか。
- (2) 市有林等の管理において、広島市職員による財務会計上の「財産の管理を怠る事実」があるかどうか。
- (3) 上記の「財産の管理を怠る事実」がある場合、市有林等の財産的価値に影響が及んでいるかどうか。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認・判断

- (1) 市有林等に土砂が流入、堆積した原因

ア 現地調査による事実確認

平成 24 年 11 月 5 日に監査委員全員が現地調査を行い、市有林等を管理する職員から説明を聴取するとともに、主に以下の状況を確認した。

平成 11 年 10 月に現地を撮影した写真と現在の状況を比較したところ、平成 11

年の写真では市有林の大半に樹木が林立しているが、現在は全面に大量の土砂が流入、堆積し、立木が存在しないこと。また、平成 11 年の写真では市有林の北東側に隣接する民有地のコンクリート擁壁並びに市有林南側の市道法面及び旧水路が視認できるが、現在は土砂の流入、堆積により当該コンクリート擁壁及び当該旧水路の全部並びに市道法面の大部分を視認することができないこと。

また、市有林内に土砂の河川への流入を防止するための土堰堤が設置されており、市道には転落防止柵及びバリケードが設置され、市道法面及び河川に住民等が立ち入らないようにされていること。

さらに、民有地の状況についてみると、その地盤の高さは、平成 11 年の写真では民有地東側の団地内道路よりも低い位置にあったが、盛土により現在は当該道路よりも約 6m から 10m 高く造成されていること。

イ 職員からの事情聴取

平成 17 年度から平成 20 年度までの間に、市有林等のパトロールを行っていた担当職員 2 名（以下「パトロール職員」という。）から当時の事情を聴取し、以下のことについて確認した。

市有林等のパトロールを継続的に行っていた目的は、市有林へ流入した土砂が河川の暗渠を閉塞させるおそれがあったため、その状況を確認すること及び民事訴訟提起のための証拠の収集等であること。

現地確認の際、民有地から市有林へ大量の土砂が流出している状況を証拠として保存するため、写真及びビデオ撮影を行ったこと。

ウ 提出された資料等による事実確認

請求人から提出された証拠書類、経済観光局農林水産部農林整備課及び安芸区役所農林建設部維持管理課から提出を受けた関係書類（決裁文書、会議録・協議録、写真等）、気象庁広島地方気象台の記録（以下「気象庁のデータ」という。）並びに関係職員からの事情聴取により、市有林等への土砂の流入、堆積に関して主に次の事実を確認した。

- (ア) 平成 11 年 7 月 13 日及び同年 10 月に撮影された写真では、市有林内に少量の土砂が流入していること。また、市有林内の多くの立木、市道法面、旧水路及び民有地のコンクリート擁壁が存在すること。
- (イ) 平成 15 年 7 月 3 日に撮影された写真では、民有地内に重機があり、民有地から市有林への土砂流入跡があること。また、流入した土砂の中に廃棄物のような物が混入していること。
- (ウ) 平成 16 年 3 月 5 日に撮影された写真では、民有地内に重機があり、民有地から市有林へ廃棄物のような物が流れた跡があること。また、平成 15 年 10 月 31 日に撮影された写真と比較すると、立木が減少していること。
- (エ) 平成 17 年 6 月 14 日に撮影された写真では、民有地内に重機があり、民有地から市有林への土砂流入跡があること（土砂流入跡の周辺は地面が濡れていない状態であるにもかかわらず、土砂流入跡は濡れている状態である。気象庁のデータ

- によれば、写真が撮影された 6 月 14 日は、広島地点で降雨があった記録はなく、同月 13 日及び 12 日は 0mm、11 日は 59.5mm であった。）。
- (オ) 平成 17 年 11 月 16 日に撮影された写真では、河川の暗渠の上流側開口部分（以下「暗渠開口部分」という。）に土砂が流入していること。
- (カ) 平成 18 年 4 月 17 日に撮影された写真では、市有林への土砂の流入、堆積により立木がほぼ全滅していること。また、暗渠開口部分に土砂が流入し、半分程度閉塞していること。
- (キ) 平成 18 年 6 月 8 日に撮影された写真では、民有地内で重機が作業しており、民有地内のため池の土手を開削したところから市有林へ土砂を流出させていること（土砂の流出を人為的に行っていることについては、パトロール職員から聴取した。）。また、土砂の河川への流入を防ぐため、暗渠開口部分に土嚢を積んでいること。
- (ク) 平成 18 年 6 月 13 日に撮影された空撮写真では、民有地内のため池から市有林への土砂流入跡があること（土砂流入跡の周辺は地面が濡れていない状態であるにもかかわらず、土砂流入跡は濡れている状態である。気象庁のデータによれば、写真が撮影された 6 月 13 日は、広島地点で降雨があった記録はなく、同月 12 日は 0.5mm 未満、11 日及び 10 日は 0mm であった。）。また、市道法面の上段部分は確認できるが、下段の半分以上が土砂で埋まっていること。
- (ケ) 平成 18 年 6 月 15 日に撮影された写真では、重機が民有地内のため池の水に土砂を混ぜる作業をしていること（土砂を混ぜる作業については、パトロール職員から聴取した。）。また、民有地から市有林への土砂流入跡があること。
- (コ) 平成 18 年 7 月 14 日に撮影された写真では、民有地から市有林への土砂流入跡があること（土砂流入跡の周辺は地面が濡れていない状態であるにもかかわらず、土砂流入跡は濡れている状態である。気象庁のデータによれば、写真が撮影された 7 月 14 日の広島地点の降雨量は 0.5mm 未満であり、同月 13 日、12 日及び 11 日も 0.5mm 未満であった。）。
- (サ) 平成 18 年 8 月 16 日に撮影された写真では、暗渠開口部分がほぼ閉塞していること。
- (シ) 平成 18 年 8 月 18 日に撮影された写真では、民有地内のため池の土手を開削したところから市有林へ土砂が流入した跡があること。
- (ス) 平成 18 年 9 月 8 日に撮影されたビデオ映像では、民有地内の重機（油圧ショベル）のアームが左側から右側に動いた直後に、民有地のコンクリート擁壁西側のブロック付近から市有林へ土砂が流入しており、これが繰り返されていること。また、同日に撮影された写真では、民有地のコンクリート擁壁の半分以上が土砂で埋まって見えなくなっていること。
- (セ) 平成 18 年 11 月 27 日に撮影された写真では、河川について、工事施行によりほぼ閉塞していた暗渠の土砂を除去し、土砂の流入を防ぐため暗渠部分を延長するとともに、暗渠開口部分に土砂が流入しないよう土嚢を積んでいること。
- (ソ) 平成 19 年 7 月 9 日に撮影された写真では、民有地のため池の土手を開削したところから市有林へ土砂が流出した跡があること。
- (タ) 平成 19 年 8 月 3 日に撮影された写真では、民有地内で作業を行っている重機が、市有林へ土砂を押し流していること（土砂の押流しについては、人為的なも

のであることをパトロール職員から聴取した。）。

- (チ) 平成 19 年 8 月 8 日に撮影された写真では、民有地から市有林への土砂流入跡があること（土砂流入跡の周辺は地面が濡れていない状態であるにもかかわらず、土砂流入跡は濡れている状態である。気象庁のデータによれば、写真が撮影された 8 月 8 日は、広島地点で降雨があった記録はなく、同月 7 日は 0mm、6 日は 2.5mm、5 日は 0.5mm 未満であった。）。
- (ツ) 平成 19 年 8 月 16 日に撮影された写真では、河川への土砂流入を防ぐため、市有林内に土堰堤が築造されていること。
- (テ) 平成 20 年 6 月 20 日に撮影されたビデオ映像では、重機（油圧ショベル）で民有地内の土砂と水をかき混ぜて流動性のある状態にし、それを市有林へ押し流す行為を繰り返し行っていること。
- (ト) 平成 20 年 10 月 8 日に撮影された写真では、民有地から市有林への土砂流入跡があること（土砂流入跡の周辺は地面が濡れていない状態であるにもかかわらず、土砂流入跡は濡れている状態である。気象庁のデータによれば、写真が撮影された 10 月 8 日は、広島地点で降雨があった記録はなく、同月 7 日は 0mm、6 日は 0.5mm 未満、5 日は 26.5mm であった。）。
- (ナ) 請求人は、第 1-1-(2)のとおり、「平成 21 年 8 月 2 日の集中豪雨で、土石流が発生し、河川に土石流被害を生じさせた。また、この集中豪雨で、民有地の土砂が大量に流出し、全てが市有林及び市道法面に流入する災害が発生した。」と主張している。しかし、気象庁のデータによれば、8 月 2 日は、広島地点で降雨があった記録はなく、同月 1 日は 29mm、同年 7 月 31 日は 0mm、同月 30 日は 0mm であった。また、事実を証する書類として提出された「別紙書類 15 安芸消防署の出動報告書」にも、集中豪雨によるものと認められるような記述はない。

エ 市有林等への土砂流入、堆積の原因についての判断

請求人は、市有林等へ土砂が流入、堆積した原因について、「平成 11 年 6 月 29 日の集中豪雨により上流域国有林の土石流により土砂が流入し、約 2m 以上の土砂が堆積し、全ての立木が被害を受けた。さらに、以後、毎年のように集中的降雨で上流域国有林から流出する激流により市有林に隣接する民有地に土石流被害が起こり、市有林に土砂が流入、堆積したものである。」と主張している。

一方、広島市は、意見書において、市有林等へ土砂が流入、堆積した原因は、本件措置請求人の妻などが所有していた民有地に平成 13 年から本件措置請求人が土砂を搬入し、下流にある市有林に故意に流出させたことによるものであると主張している。

上記アからウまでの事実確認結果を踏まえると、市有林等へ大量の土砂が流入、堆積した主な原因については、自然災害であるとの請求人の主張は受け入れることはできず、人為的行為によるものと判断される。

(2) 市職員による財務会計上の「財産管理を怠る事実」の有無

ア 三原部長

(ア) 事務分掌及び職務権限

三原部長は、平成 17 年 4 月 1 日から経済局農林水産部森林担当課長に、平成

20 年 4 月 1 日から経済局農林水産部森林課長に、平成 23 年 4 月 1 日から経済局農林水産部森林担当部長事務取扱森林課長に、平成 24 年 4 月 1 日から経済観光局農林水産部農林整備担当部長事務取扱農林整備課長に、それぞれ就任している。

広島市財産規則（昭和 56 年広島市規則第 19 号）、広島市事務組織規則（昭和 55 年広島市規則第 5 号）及び広島市職務権限規程（昭和 42 年広島市訓令第 13 号）によれば、三原部長は平成 17 年 4 月 1 日以降において市有林の財産管理を行う責任及び権限を有している。

なお、市有林は普通財産（地目は山林）であることを広島市財産規則に基づく公有財産台帳により確認した。

(イ) 提出された資料等による事実確認

市有林の財産管理として実施された市職員の職務上の行為について、請求人から提出された証拠書類、経済観光局農林水産部農林整備課及び安芸区役所農林建設部維持管理課から提出を受けた関係書類（決裁文書、会議録・協議録、写真等）並びに関係職員からの事情聴取により、主に次の事実を確認した。

a 平成 17 年 3 月までに行われたもの

- (a) 平成 13 年 3 月 6 日に森林整備担当課長は口頭で、請求人に市有林への土砂の流入停止及び土砂の撤去を要求。
- (b) 平成 13 年 3 月 21 日に森林整備担当課長は口頭で、請求人に市有林の土砂の撤去を要求。
- (c) 平成 13 年 3 月 30 日に森林整備担当課長は口頭で、請求人に水路の設置は土砂を撤去することが前提である旨を伝達。
- (d) 平成 13 年 5 月 11 日に森林整備担当課長は口頭で、請求人に市有林の土砂の撤去を要求。
- (e) 平成 13 年 6 月 15 日に森林整備担当課長は電話で、請求人に市有林の土砂の撤去を要求。
- (f) 平成 13 年 6 月 21 日に森林整備担当課長は口頭で、請求人に市有林の土砂の撤去を要求。
- (g) 平成 13 年 6 月 29 日に内容証明郵便で民有地の所有者に対し、市有林の土砂の撤去及び境界の復元を要求。
- (h) 平成 13 年 7 月 3 日に海田警察署と市有林への土砂流入にかかる刑事告訴について協議。
- (i) 平成 13 年 7 月 11 日、同年 8 月 10 日、9 月 20 日、10 月 2 日に弁護士と市有林への土砂流入にかかる刑事告訴について協議。
- (j) 平成 13 年 8 月 3 日に国と市有林への土砂流入にかかる刑事告訴について協議。
- (k) 平成 13 年 9 月 3 日に内容証明郵便で民有地の所有者に対し、市有林への土砂の搬入中止、土砂の撤去及び境界の復元を要求。
- (l) 平成 13 年 10 月 15 日に広島県警察本部及び海田警察署と市有林への土砂流入にかかる刑事告訴について協議。
- (m) 平成 13 年 11 月 5 日に経済局農林水産部林務係の職員は口頭で、請求人

に市有林への土砂の流入停止を要求。

- (n) 平成 13 年 11 月 7 日に経済局農林水産部課長補佐は請求人に市有林への土砂の流入停止を要求。
- (o) 平成 13 年 11 月 21 日に内容証明郵便で民有地の所有者に対し、市有林への土砂の搬入中止、土砂の撤去及び境界の復元を要求。
- (p) 平成 13 年 12 月 4 日に請求人を刑事告訴。
- (q) 平成 13 年 12 月 7 日に森林整備担当課長は電話で、請求人に市有林の土砂の撤去及び境界の復元を要求。
- (r) 平成 13 年 12 月 19 日、同月 26 日及び平成 14 年 3 月 14 日に弁護士と市有林への土砂流入にかかる民事訴訟について協議。
- (s) 平成 16 年 8 月 20 日に同月 19 日付けの不起訴の処分通知書を受理。
- (t) 平成 16 年 9 月 15 日に請求人等から雨水水路設置の要求があったが、森林整備担当課長等は雨水水路設置の要求を拒否。
- (u) 平成 16 年 10 月 6 日に請求人等から雨水水路設置の要求があったが、森林整備担当課長等は雨水水路設置の要求を拒否。

b 平成 17 年 4 月以降に行われたもの

三原部長が平成 17 年 4 月 1 日に市有林の財産管理を行う責任及び権限を有する森林担当課長に就任して以降、本人が関与して実施した職務上の行為は次のとおりである。

- (a) 平成 18 年 6 月 13 日に県に土砂条例に基づく指導を依頼。
- (b) 平成 18 年 8 月 9 日に県に土砂条例の規定による搬入禁止区域に指定するよう要望。
- (c) 平成 18 年 9 月 8 日に弁護士と土砂条例の適用について協議。
- (d) 平成 18 年 9 月 15 日に県と土砂条例の適用について協議。
- (e) 平成 19 年 3 月 7 日に三原部長（当時は森林担当課長）は、電話で請求人に市有林への土砂流入停止を要求。
- (f) 平成 19 年 3 月 8 日に国及び県と土砂条例の適用について協議。
- (g) 平成 19 年 8 月 1 日に弁護士と現地調査。
- (h) 平成 19 年 8 月 22 日に国に今後の具体的対策を講じるよう依頼。
- (i) 平成 19 年 8 月 31 日に河川への土砂の流入を防ぐため市有林内に築造していた土堰堤を完成。
- (j) 平成 19 年 9 月 7 日に県に土砂条例の適用を要望。
- (k) 平成 19 年 10 月 10 日に広島地方検察庁と再告訴について協議。
- (l) 平成 19 年 11 月 20 日に県と土砂条例の適用について協議。
- (m) 平成 20 年 11 月 10 日に請求人から電話で市有林内に雨水水路設置の要求があったが、三原部長（当時は森林課長）は雨水水路設置の要求を拒否し、市有林への土砂流入停止を要求。
- (n) 平成 20 年 11 月 12 日に請求人から電話で市有林内に雨水水路設置の要求があったが、三原部長（当時は森林課長）は雨水水路設置の要求を拒否し、市有林への土砂流入停止を要求。

- (o) 平成 20 年 11 月 13 日に国と今後の具体策について協議。
- (p) 平成 20 年 11 月 17 日に請求人から電話で雨水水路設置の要求があったが、農林水産部長は雨水水路設置を拒否し、市有林への土砂流入停止及び土砂の撤去を要求。同日、三原部長（当時は森林課長）等は請求人宅を訪問し、市有林への土砂流入停止を要求。
- (q) 平成 20 年 11 月 18 日に請求人等が来庁し、雨水水路設置の要求があったが、農林水産部長等は雨水水路設置を拒否し、市有林への土砂流入停止を要求。同日、請求人から電話で市有林内に雨水水路設置の要求があったが、農林水産部長は雨水水路設置の要求を拒否し、市有林への土砂流入停止を要求。
- (r) 平成 20 年 11 月 10 日に民有地の所有者から経済局長に対し、市有林内への雨水水路設置協議の要請書の提出があり、同月 19 日付けで経済局長名で、市有林への土砂流入停止及び市有林の原状回復を要求するとともに市有林内に雨水水路の必要性はない旨回答。
- (s) 平成 21 年 1 月 7 日に弁護士と再告訴及び民事訴訟について協議。
- (t) 平成 22 年 6 月 15 日に国及び県と土砂条例の搬入禁止区域の指定について協議。
- (u) 平成 24 年 8 月 27 日に県と土砂条例による土砂の撤去について協議。
- (v) 平成 24 年 8 月 9 日に安芸区長、同年 9 月 3 日に三原部長、同月 4 日に農林水産部長、同月 14 日に三原部長に対し、民有地の所有者から質問書の提出があり、同月 24 日付けで経済観光局長及び安芸区長連名で、市有林内の土砂の撤去及び土砂流入予防措置を要求する旨回答。

なお、市有林の財産管理を行う責任を有している担当部署の職員は、平成 13 年度から市有林等のパトロールも継続的に行っている。

(ウ) 財務会計上の「財産管理を怠る事実」の判断

住民監査請求の対象となる「財産の管理を怠る事実」とは、地方公共団体の執行機関又は職員の不作為（懈怠）によって当該地方公共団体の有する財産の財産的価値が何らかの影響を受けている場合を示すものである。

市有林は、大量の土砂の流入、堆積により樹木が失われるなど市有林としての財産的価値が低下している可能性はあるものの、その主な原因は、第 4－1－(1)－エのとおり人為的行為によるものと判断されるところ、広島市及び三原部長は、上記(イ)のとおり、民有地の所有者等に対し、その原因者であるとして、市有林への土砂流入停止及び原状回復を行うよう再三にわたり要求している。また、その対応について、市関係部局、広島県、国及び警察等の関係機関と協議等を重ねるとともに、所属職員による市有林のパトロールの実施や、堆積した土砂による河川への流入防止のための措置を講じており、「財産の管理を怠る事実」があるとは認められない。

イ 中裁課長

(ア) 事務分掌及び職務権限

広島市財産規則、広島市事務組織規則及び広島市職務権限規程によると、安芸

区役所農林建設部維持管理課長は安芸区内の市道及び河川の管理を行う責任及び権限を有するが、中藪課長が同職に就任した時期は、平成 24 年 4 月 1 日である。このため、平成 24 年 3 月 31 日以前の時期については、中藪課長は安芸区内の市道及び河川の管理を行う責任及び権限がなく、中藪課長の行為が住民監査請求の対象となるのは平成 24 年 4 月 1 日以降についてである。

なお、市道及び河川が行政財産であることを、それぞれ道路台帳及び河川台帳により確認した。

(イ) 提出された資料等による事実確認

市道及び河川の機能保全として実施された市職員の職務上の行為について、請求人から提出された証拠書類、経済観光局農林水産部農林整備課及び安芸区役所農林建設部維持管理課から提出を受けた関係書類（決裁文書、会議録・協議録、写真等）並びに関係職員からの事情聴取により、主に次の事実を確認した。

- a 平成 18 年度に 4 回、河川の暗渠内の土砂を除去。
- b 平成 18 年 11 月に河川の暗渠の土砂を除去し、土砂の流入を防ぐため暗渠部分を延長するとともに、暗渠開口部分に土砂が流入しないよう土嚢を設置。
- c 民有地の所有者から平成 24 年 8 月及び 9 月に質問書の提出があり、同年 9 月 24 日付けで経済観光局長及び安芸区長連名で、市有林内の土砂の撤去及び土砂流入予防措置を要求する旨回答。

なお、市道及び河川の管理を行う責任を有している担当部署の職員は、平成 18 年度から河川等のパトロールを随時行っている。

(ウ) 財務会計上の「財産管理を怠る事実」の判断

公有財産の管理には、行政目的を実現するために支障のない状態に維持する行政上の管理行為である公物管理と、財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為である財産管理の二つの面がある。

住民監査請求の対象となる「財産の管理を怠る事実」について、「財産の管理」とは、財務会計上の行為である「財産管理」に限られ、「公物管理」は含まれない。

また、「怠る事実」とは、地方公共団体の執行機関又は職員の不作為（懈怠）によって当該地方公共団体の有する財産の財産的価値が何らかの影響を受けている場合を示すものである。請求人が、市道（旧水路、市道法面を含む。）及び河川に関して、不当に財産の管理を怠る事実としてあげているものは、道路及び河川行政上の見地から行う、いわゆる公物管理についてであり、住民監査請求の対象とならない。

なお、旧水路等は、現在も人為的行為により流入、堆積した大量の土砂により埋没し、機能上も財産的価値においても悪影響を受けているところ、広島市は、民有地の所有者等に対し、その原因者であるとして、土砂の撤去及び原状回復を行うよう再三にわたり要求しており、「財産の管理を怠る事実」があるとは認め

られない。

(3) 怠っている場合、財産的価値に影響が及んでいるかどうか。

ア 市有林

市有林には、大量の土砂の流入、堆積により樹木が失われるなど、市有林としての財産的価値が低下している可能性はあるものの、第4-1-(2)-ア-ウのとおり、三原部長に財務会計上の「財産管理を怠る事実」があるとは認められないため、市有林の財産的価値の具体的影響額等について言及を要しない。

イ 市道及び河川

第4-1-(2)-イ-ウのとおり、公物管理は住民監査請求の対象とならないため、市道及び河川の財産的価値の具体的影響額等について言及を要しない。

2 結論

監査の結果、三原部長に市有林の管理について不当に財務会計上の「財産の管理を怠る事実」があるとは認められず、請求人の主張には理由がないため、三原部長の平成17年4月1日以降の期間に対する本件措置請求を棄却する。

三原部長の平成17年3月31日以前の期間に対する本件措置請求及び中藪課長に対する本件措置請求は、住民監査請求の対象とならないため却下する。

第5 意見

今回の監査を通じて、行政としての取組について、次のとおり意見を述べる。

広島市の認識によると、市有林等への人為的な土砂の流入、堆積行為は平成13年に始まり、広島県が埋立行為に対する停止命令を発した平成22年11月頃まで断続的に行われたとのことである。

その間、市民等からの通報等が寄せられており、また、市関係部局において、たびたび対応を協議するとともに、広島県、国、警察等の関係機関に対し協議、要請を行っているが、それにもかかわらず、行政として、長年にわたり土砂の流入、堆積行為を中止させることができず、市民の期待に応えられなかったことは、誠に遺憾である。

現在、新たな土砂の流入、堆積はないものの、大量の土砂の流入、堆積により、市有林、旧水路等が埋没した状態は解決していない。

また、本件市有林に隣接する民有地については、盛土により近接する団地内道路より約6mから10m高い地盤となっており、大規模な地震があった場合等の安全性にも問題があると思料される。

今後、これらの問題の対応に当たっては、これまでの取組を十分検証するとともに、市関係部局や広島県等との連携をより一層密にしながら解決策を見いだされるよう、要望する。